

建築関係 法令集

法令編

平成 24 年版 追録

【ダウンロード版】

①平成 23 年 12 月 14 日に公布された「津波防災地域づくりに関する法律」及び同法の施行により改正された法令やその他関連する省令、告示の制定に伴い、追録を発行いたします。収録法令等は、下表に示すとおりです。施行日が平成 23 年 12 月 27 日のものと、平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されていないものがあります。

- 津波防災地域づくりに関する法律 (抄) ● 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (抄)
- 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件【告示】
- 建築基準法 (抄) ● 都市計画法 (抄) ● 景観法 (抄) ● 宅地造成等規制法施行令 (抄)

②建築士試験問題の解答に当たり適用すべき法令が、平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されているものである場合、平成 23 年 12 月 27 日に施行された条文はこれに該当しますので、試験の際には、追録を参照してください。なお、平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されていないものには、下線が引いてあります。平成 23 年 12 月 27 日施行と混同しないよう、ご注意ください。

③官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

収録法令・掲載条文一覧

法令名 (掲載順)	掲載条文	掲載ページ
津波防災地域づくりに関する法律 (抄)	第 1 条 (目的)～第 85 条 (許可の特例) [H24.1.1 現在において施行されていない部分は下線表示]	p.1 ～ 7
津波防災地域づくりに関する法律 施行規則 (抄)	第 31 条 (指定避難施設の技術的基準) [H23.12.27 施行]	p.8
津波浸水想定を設定する際に想定した 津波に対して安全な構造方法を定める件	全文掲載 [H23.12.27 施行]	p.8 ～ 10
建築基準法 (抄)	第 88 条 (工作物への準用) [H24.1.1 現在において施行されていない部分は下線表示]	p.11
都市計画法 (抄)	第 11 条 (都市施設) [H23.12.27 施行] 第 13 条 (都市計画基準) [H23.12.27 施行] 第 33 条 (開発許可の基準) [H24.1.1 現在において施行されていない部分は下線表示] 第 36 条 (工事完了の検査) [H24.1.1 現在において施行されていない部分は下線表示]	p.11,12
景観法 (抄)	第 8 条 (景観計画) [H23.12.27 施行] 第 16 条 (届出及び勧告等) [H23.12.27 施行]	p.13
宅地造成等規制法施行令 (抄)	第 2 条 (公共の用に供する施設) [H23.12.27 施行]	p.14

津波防災地域づくりに関する法律 (抄)

[1]

制定：平成 23 年 12 月 14 日 法律第 123 号

施行：平成 23 年 12 月 27 日

[2] 平成 24 年 1 月 1 日現在において施行されていない箇所一

制定：平成 23 年 12 月 14 日 法律第 123 号

施行：公布の日（平成 23 年 12 月 14 日）から起算して
6 月を超えない範囲内において政令で定める日

第 1 条 (目的)

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義)

(略)

2～9 (略)

10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、開（こう）門その他の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。

11 (略)

12 この法律において「公共施設」とは、道路、公

園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。

14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。

第 3 条 (基本指針)

国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
- 二 第 6 条第 1 項の調査について指針となるべき事項
- 三 第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
- 四 第 10 条第 1 項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項
- 五 第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域及び第 72 条第 1 項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

3～5 (略)

第 6 条 (基礎調査)

都道府県は、基本指針に基づき、第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のため

に必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2～4 (略)

第8条 (津波浸水想定)

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2～6 (略)

第10条 (推進計画)

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。

3～12 (略)

第12条 (津波防災住宅等建設区)

津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地(推進計画区域内にあるものに限る。)の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区(土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)内の津波による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であって、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの(以下「津波防災住宅等建設区」という。)を定めることができる。

2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、

住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

3 (略)

第13条 (津波防災住宅等建設区への換地の申出等)

前条第1項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地(土地区画整理法第2条第6項に規定する宅地をいう。以下同じ。)の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者(当該津波防災住宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第86条第1項の換地計画(第4項及び次条において「換地計画」という。)において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

2、3 (略)

4 施行者は、第1項の規定による申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

- 一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。
- 二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

5～7 (略)

第15条 (津波からの避難に資する建築物の容積率の特例)

推進計画区域(第53条第1項の津波災害警戒

区域である区域に限る。)内の第56条第1項第一号及び第二号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5(第二号イを除く。)、第68条の5の2(第二号イを除く。)、第68条の5の3第1項(第一号口を除く。)、第68条の5の4(第一号口を除く。)、第68条の5の5第1項第一号口、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率(同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

第17条(一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画)

次に掲げる条件のいずれにも該当する第2条第14項に規定する区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。

- 一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。
 - 二 当該区域内の土地の大部分が建築物(津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。
- 2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模
- 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 (略)

第18条(津波防護施設の管理)

津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。

2~4 (略)

第19条

津波防護施設の新設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。

第20条(境界に係る津波防護施設の管理の特例)

都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2、3 (略)

第21条(津波防護施設区域の指定)

津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。

- 一 津波防護施設の敷地である土地の区域
- 二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であって、当該津波防護施設を保全するため必要なもの

2~4 (略)

第22条(津波防護施設区域の占用)

津波防護施設区域内の土地(津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。

- 2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれ

があると認めるときは、これを許可してはならない。

第 23 条 (津波防護施設区域における行為の制限)

津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 津波防護施設以外の施設又は工作物（以下この章において「他の施設等」という。）の新築又は改築
- 二 土地の掘削、盛土又は切土
- 三 前二号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為

2 前条第 2 項の規定は、前項の許可について準用する。

第 25 条 (許可の特例)

国又は地方公共団体が行う事業についての第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。

第 50 条 (指定津波防護施設の指定等)

都道府県知事は、浸水想定区域（推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。）内に存する第 2 条第 10 項の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。）が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

2～5 (略)

第 51 条 (標識の設置等)

都道府県知事は、前条第 1 項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、国土交通省令

で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設である旨又は指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設けなければならない。

2～6 (略)

第 52 条 (行為の届出等)

指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 当該指定津波防護施設の改築又は除却

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による届出があった場合において、当該指定津波防護施設が有する津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第 53 条 (津波災害警戒区域)

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定

することができる。

- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第73条第1項に規定する特定開発行為及び第82条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3～6（略）

第56条（指定避難施設の指定）

市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であって次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - 二 基準水位以上の高さ避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
 - 三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- 3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第88条第1項の政令で指定する工作物について第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第58条（指定避難施設に関する届出）

指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定

避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

第71条（避難確保計画の作成等）

次に掲げる施設であって、第54条第1項（第69条において準用する場合を含む。）の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

- 一 地下街等
- 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

2～5（略）

第72条（津波災害特別警戒区域）

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。次条第1項及び第80条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第2条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することが

できる。

2～11 (略)

第73条 (特定開発行為の制限)

特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（第3項及び第94条において「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項に規定する中核市（第3項において「中核市」という。）又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（第3項において「特例市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。

一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であって市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途

3 市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第1項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

二 開発区域が第2項第二号の条例で定める区

域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第1項の制限用途（同号の条例で定める用途に限る。）の建築物の建築がされる予定の特定開発行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

第79条 (工事完了の検査等)

第73条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為（第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為を除く。）に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第75条の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認められたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 (略)

第80条 (開発区域の建築制限)

第73条第1項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第3項の規定による公告又は第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第36条第3項の規定による公告があるまでの間は、第73条第1項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認められたときは、この限りでない。

第81条 (特定開発行為の廃止)

第73条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第38条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。

第82条（特定建築行為の制限）

特別警戒区域内において、第73条第2項各号に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第79条第3項又は都市計画法第36条第3項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

第84条（許可の基準）

都道府県知事等は、第73条第2項第一号に掲げる用途の建築物について第82条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

- 一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
- 二 第73条第2項第一号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。

2 都道府県知事等は、第73条第2項第二号の条例で定める用途の建築物について第82条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲

げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第3項若しくは第4項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

- 一 前項第一号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。
 - イ 居室（共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあっては、各戸ごとの居室）の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。
 - ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 第73条第3項の規定は、前項第二号の条例を定める場合について準用する。

4 建築主事を置かない市の市長は、第82条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

第85条（許可の特例）

国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第82条の許可を受けたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9章、第99条（第三号から第六号までに係る部分に限る。）、第100条（第二号に係る部分に限る。）、第101条（第三号に係る部分を除く。）及び第103条（第58条に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（抄）

【1】

制定：平成 23 年 12 月 26 日 省令第 99 号

施行：平成 23 年 12 月 27 日

第 31 条（指定避難施設の技術的基準）

建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第 56 条第 1 項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件【告示】

【1】

制定：平成 23 年 12 月 27 日 告示第 1318 号

施行：平成 23 年 12 月 27 日

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令第 99 号）第 31 条第一号及び第二号の規定に基づき、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造方法並びに地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準を次のように定める。

第 1

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 31 条第一号に規定する津波浸水想定（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。）を設定する際に想定した津波（以下単に「津波」という。）の作用に対して安全な構造方法は、次の第一号及び第二号に該当するものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき津波の作用に対して安全であることが確かめられた場合にあっては、これによらないことができる。

- 一 次のイからニまでに定めるところにより建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物等の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。以下同じ。）が津波の作用に対して安全であることが確かめられた構造方法
 - イ 津波の作用時に、建築物等の構造耐力

上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。ただし、これと同等以上に安全性を確かめることができるときは、この限りでない。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁（建築基準法第2条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）が指定する多雪区域における場合	備考
津波の作用時	G + P + T	G + P + 0.35 S + T	建築物等の転倒、滑動等を検討する場合には、津波による浮力の影響その他の事情を勘案することとする。
		G + P + T	
この表において、G、P、S及びTは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。 G 建築基準法施行令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力 P 建築基準法施行令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力 S 建築基準法施行令第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力 T ロに規定する津波による波圧によって生ずる力			

ロ 津波による波圧は、津波浸水想定に定める水深に次の式に掲げる水深係数を乗じた高さ以下の部分に作用し、次の式により計算するものとしなければならない。

$$qz = \rho g (ah - z)$$

この式において、 qz 、 ρ 、 g 、 h 、 z 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- qz 津波による波圧
(単位 kN/m^2)
- ρ 水の単位体積質量
(単位 t/m^3)
- g 重力加速度 (単位 m/s^2)
- h 津波浸水想定に定める水深
(単位 m)
- z 建築物等の各部分の高さ

(単位 m)

- a 水深係数(3とする。ただし、他の施設等により津波による波圧の軽減が見込まれる場合にあっては、海岸及び河川から500m以上離れているものについては1.5と、これ以外のものについては2とする。)

ハ ピロティその他の高い開放性を有する構造（津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波が作用しない構造のものに限る。）の部分（以下この号において「開放部分」という。）を有する建築物等については、当該開放部分に津波による波圧は作用しないものとすることができる。

ニ 開口部（常時開放されたもの又は津波による波圧により破壊され、当該破壊により建築物等の構造耐力上主要な部分に構造耐力上支障のある変形、破壊その他の損傷を生じないものに限り、開放部分を除く。以下この号において同じ。）を有する建築物等について、建築物等の各部分の高さにおける津波による波圧が作用する建築物等の部分の幅（以下この号において「津波作用幅」という。）にロの式により計算した津波による波圧を乗じた数値の総和（以下この号において「津波による波力」という。）を用いてイの表の津波による波圧によって生ずる力を計算する場合における当該津波による波力を計算するに当たっては、次の(1)又は(2)に定めるところによることができる。この場合において、これらにより計算した当該津波による波力を用いてイの表の津波による波圧によって生ずる力を計算するに当たっては、建築物等の実況を考慮することとする。

- (1) 津波作用幅から開口部の幅の総和を除いて計算すること。ただし、津波作用幅から開口部の幅の総和を除いて計算した津波による波力

を、津波作用幅により計算した津波による波力で除して得た数値が0.7を下回るときは、当該数値が0.7となるように津波作用幅から除く開口部の幅の総和に当該数値に応じた割合を乗じて計算することとする。

- (2) 津波による波圧が作用する建築物等の部分の面積（以下この号において「津波作用面積」という。）から開口部の面積の総和を除いた面積を津波作用面積で除して得た数値を乗じて計算すること。ただし、当該数値が0.7を下回るときは、当該数値を0.7として計算することとする。

二 次のイからハマまでに該当する構造方法

- イ 前号に定めるところによるほか、津波の作用時に、津波による浮力の影響その他の事情を勘案し、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。ただし、地盤の改良その他の安全上必要な措置を講じた場合において、建築物等が転倒し、又は滑動しないことが確かめられたときは、この限りでない。
- ロ 津波により洗掘のおそれがある場合にあっては、基礎ぐいを使用するものとする。ただし、地盤の改良その他の安全上必要な措置を講じた場合において、建築物等が転倒し、滑動し、又は著しく沈下しないことが確かめられたときは、この限りでない。
- ハ 漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物等が容易に倒壊、崩壊等するおそれのないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。

律（平成7年法律第123号）第4条第2項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられることとする。

第2

施行規則第31条第二号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、建築物の耐震改修の促進に関する法

建築基準法（抄）

【1】平成24年1月1日現在において施行されていない箇所—

改正：平成23年法律第124号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行：公布の日（平成23年12月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

第88条（工作物への準用）

（略）

2、3（略）

- 4 第1項中第6条から第7条の5まで、第18条（第1項及び第23項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文若しくは第12条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項若しくは第35条の2第1項本文又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項若しくは第78条第1項の規定による許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用しない。

都市計画法（抄）

【1】

改正：平成23年法律第124号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行：平成23年12月27日

【2】平成24年1月1日現在において施行されていない箇所—

改正：平成23年法律第124号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行：公布の日（平成23年12月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

第11条（都市施設）

（略）

一～十（略）

- 十 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2項第15項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）

十一 その他政令で定める施設

2、3（略）

- 4 密集市街地整備法第30条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第19条の4の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第51条第1項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第19条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

5、6（略）

第13条（都市計画基準）

（略）

2、3（略）

- 4 都市再開発方針等、第8条第1項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被

災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第12条の2第1項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前3項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5、6（略）

第33条（開発許可の基準）

（略）

一～六（略）

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の左欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成等規制法第9条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講ずるものであること。

八～四（略）

2～8（略）

第36条（工事完了の検査）

（略）

2（略）

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域

づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第4項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第53条第2項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

景観法（抄）

[1]

改正：平成 23 年法律第 124 号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行：平成 23 年 12 月 27 日

第 8 条（景観計画）

（略）

2 （略）

一～三 （略）

四 （略）

イ （略）

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）による河川、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第 10 条第 2 項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ （略）

(1)～(3) （略）

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可の基準

(5) 海岸法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 37 条の 4 又は第 37 条の 5 の許可の基準

(6) 港湾法第 37 条第 1 項の許可の基準

(7) 漁港漁場整備法第 39 条第 1 項の許可の基準

ニ～ホ （略）

3～11 （略）

第 16 条（届出及び勧告等）

（略）

2～6 （略）

7 （略）

一～四 （略）

五 景観重要公共施設について、第 8 条第 2 項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六～十 （略）

宅地造成等規制法施行令（抄）

[1]

改正：平成 23 年政令第 427 号

津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

施行：平成 23 年 12 月 27 日

第 2 条（公共の用に供する施設）

宅地造成等規制法（以下「法」という。）第 2 条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。

平成 24 年版

建築関係法令集【法令編】 追録【ダウンロード版】

平成 24 年 6 月 1 日 発行 非売品

編集 総合資格学院 編集責任者
東 善哉／金子宏章／中川和之／小林真弓

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 隆司

〒 163-0057 東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話 (03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6714 (販売・プレゼントに関する問い合わせ先)

URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

※落丁、乱丁はお取り替え致します。